総務委員会会議録

日時　平成２４年３月２日（金）　開会時間　午前１０時０４分
閉会時間　午後　２時２８分

場所　第三委員会室

委員出席者　委員長　河西　敏郎
副委員長　齋藤　公夫
委員　中村　正則　髙野　剛　渡辺　英機　浅川　力三
森屋　宏　大柴　邦彦　樋口　雄一　久保田 松幸

委員欠席者　なし

説明のため出席した者

公安委員　櫻井　洋　警察本部長　唐木　芳博
警務部長　砂山　和明　生活安全部長　宮﨑　清　刑事部長　保坂　廣文
交通部長　中澤　明彦　警備部長　北村　正彦　首席監察官　有泉　辰二美
総務室長　小野　和夫　警察学校長　佐野　俊夫　警務部参事官　輿石　靖
生活安全部参事官　宮下　篤　交通部参事官　深沢　智明
会計課長　藤原　芳樹　監察課長　薬袋　治男
情報管理課長　海野　錦　地域課長　奥脇　勝美　少年課長　岡田　寿雄
捜査第一課長　大村　保美　捜査第二課長　細入　浩幸
組織犯罪対策課長　松本　光義　交通指導課長　渡辺　文友
交通規制課長　川崎　雅明　運転免許課長　山下　實
警備第一課長　梶原　猛一　警備第二課長　眞壁　昌三
通信指令課長　清水　一成　生活環境課長　小林　仁志

知事政策局長　平出　亘　企画県民部長　丹澤　博　リニア交通局長　小池　一男
企画県民部理事　河野　義彦
知事政策局次長　岩波　輝明　知事政策局次長（秘書課長事務取扱）　山下　誠
政策参事　桐原　篤　知事政策局次長（広聴広報課長事務取扱）　松谷　荘一
知事政策局次長（行政改革推進課長事務取扱）　渡辺　祐一
企画県民部次長　藤江　昭　リニア交通局次長　矢島　孝雄
東日本大震災支援対策室長　駒井　和彦
企画課長　相原　繁博　世界遺産推進課長　市川　満
北富士演習場対策課長　中田　政孝　情報政策課長　伏見　健
統計調査課長　前嶋　修　県民生活・男女参画課長　小松　万知代
消費生活安全課長　前沢　喜直　生涯学習文化課長　青嶋　洋和
国民文化祭課長　平井　敏男
リニア推進課長　田中　俊郎　交通政策課長　大柴　節美

総務部長　田中　聖也　会計管理者　笹本　英一
総務部防災危機管理監　安藤　輝雄　総務部理事　小幡　尚弘
総務部次長　田中　宏　総務部次長（人事課長事務取扱）　原間　敏彦
職員厚生課長　田中　久善　財政課長　尾﨑　祐子

税務課長　上小澤　始　　　管財課長　佐藤　佳臣　　　私学文書課長　大堀　道也
市町村課長　伊藤　好彦　　消防防災課長　宮原　健一
出納局次長（会計課長事務取扱）　吉田　泉　　　管理課長　古屋　金正
工事検査課長　風間　達夫

議題　（付託案件）

第６０号	山梨県高校生修学支援等基金条例中改正の件
第６１号	平成２３年度山梨県一般会計補正予算第１条第１項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第２項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第２条継続費の補正中総務委員会関係のもの、第３条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第５条地方債の補正
第６５号	平成２３年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算
第６６号	平成２３年度山梨県県税証紙特別会計補正予算
第６７号	平成２３年度山梨県集中管理特別会計補正予算
第７０号	平成２３年度山梨県公債管理特別会計補正予算
第７５号	訴えの提起の件

審査の結果　　付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要　　まず、委員会の審査順序について、知事政策局・企画県民部・リニア交通局、警察本部、総務部・出納局の順に行うこととし、午前１０時０４分から午前１０時３１分まで知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係、休憩をはさみ、午前１１時００分から午前１１時０４分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午後１時３１分から午後２時２８分まで総務部・出納局関係の審査を行った。

主な質疑等　　知事政策局・企画県民部・リニア交通局

※第６１号　　平成２３年度山梨県一般会計補正予算第１条第１項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第２項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第２条継続費の補正中総務委員会関係のもの、第３条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第５条地方債の補正

質疑

（富士山世界文化遺産登録について）

髙野委員　　世界遺産について教えてもらいたいと思うんですけれども、常に話の中には「イコモス」という言葉が出てくるんですけど、イコモスというのは、どこに本部があって、どういう形態で、どういう組織になって、例えば東南アジアではどのぐらいの委員さんがいるかというのはわかりますか。

市川世界遺産推進課長

イコモスにつきましては、文化遺産に関する諮問機関ということでございます。今の段階で会員が地区別に何人かということは、お答えできないので、また調べまして、答えさせていただきたいと思います。本部についてはパリにございまして、基本的には学者といいますか、専門家の集団ということでございます。

髙野委員　　世界遺産の番組をテレビで見ていると、よく下に「ユネスコ」って出ているよね。ユネスコもパリにあるんだよね。では、今言ったイコモスが文化遺産であれば、ユネスコは自然遺産という意味なの。

市川世界遺産推進課長
諮問機関が、文化遺産と自然遺産によって異なっているということでございまして、文化遺産についてはイコモスが調査をするということになっていまして、自然遺産についてはまた別の機関が調査をするという整理になっております。

髙野委員　　では、ユネスコは？

市川世界遺産推進課長
ユネスコの世界遺産センターが、イコモスに、自然遺産であればその機関に調査をお願いするということになります。あくまでも、ユネスコの傘下の機関ということでなく、諮問をして、調査をお願いする機関ということになります。

髙野委員　　今月の終わりに、山梨県の女性団体が、ユネスコの本部のほうへ何か顔を出したいと。ついては、山梨県であるから、世界遺産の宣伝をユネスコの本部へ行ってしてきたいという話をちょっと聞いたんだけれども。イコモスとユネスコどちらにアピールしたらよいのか。この前、甲府城の礎石の問題のときに関係した、千葉大の名誉教授が日本人としてアジアでは３人しかいない世界遺産の委員になっている。しかし、地元の世界遺産については、地元のそういう委員の人にはいろんな調査依頼はしないということを聞いたんだけど、今言っている話だと、何が世界遺産か。あくまでもイコモスは世界遺産の勉強をするような、またそれを調べて、それをユネスコに上げるところじゃないのか。イコモスというのはそういう施設だと。基本的にはユネスコがあるわけだから、ユネスコはイコモスに調査の依頼をすることはわかった。だけども、選定を全部イコモスに任せてしまっているということか。

市川世界遺産推進課長
基本的にはと言いますか、第一義的にはユネスコが世界遺産を所管しているところでございまして、最終的にはユネスコの世界遺産委員会というところで可否を決定するということになります。ユネスコの世界遺産委員会、２１カ国で構成されておりますけれども、そこで登録の可否を決定する。それに先立ちまして、ユネスコが専門家集団でありますイコモスというところに調査のお願いをして、そこでその結果をユネスコに対して勧告をすることになっている。例年５月ごろに勧告がなされ、それを踏まえて世界遺産委員会が６月から７月ごろに開かれて、そこで最終的な決定がされるという形になります。

髙野委員　　山梨県の女性団体がせっかくユネスコに行って、富士山をアピールしたいという話も聞いていますけど、世界遺産推進課のほうでも、ユネスコに行くのが今月の話だそうですから、よく相談をして、資料を持たせるなり何なり、少しのはずみになるようにやってもらいたいと思います。それについてはどうですか。

市川世界遺産推進課長

　今、委員からお話がありましたように、今月確かにユネスコに行かれるという話は伺っております。いろいろな形で、いろいろなチャンネルを使って、ユネスコ関係者、もしくはイコモスの関係者に対しまして、富士山のＰＲをしていただくということは、大変ありがたいことでございます。

　一方で、この案件ということでございますが、実は世界遺産委員会とイコモスの関係というのがございまして、イコモスの勧告が世界遺産委員会でひっくり返るというケースがままございまして、これがある意味政治的な、政治化ということで問題になっているということもございます。日本はその調査の結果が、勧告をした結果が、世界遺産委員会というところでひっくり返るということがありまして、そこで、文化庁、日本国としても、いわゆる外交的な、目立った動きというのはあまり好ましくという見解も一方ではあるようでございますので、このあたりは調整を図りながら、できるだけのご支援をさせていただければと思っております。

髙野委員　　今、せっかく世界遺産推進課というのがあるんだから、後でもう少しやればよかったということがないように頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等　　警察本部関係

※第６１号　　平成２３年度山梨県一般会計補正予算第１条第１項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第２項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第２条継続費の補正中総務委員会関係のもの、第３条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第５条地方債の補正

質疑　　なし

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等　　総務部、出納局関係

※第６０号　　山梨県高校生修学支援等基金条例中改正の件

質疑　　なし

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第６１号　　平成２３年度山梨県一般会計補正予算第１条第１項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第２項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第２条継続費の補正中総務委員会関係のもの、第３条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第５条地方債の補正

質疑

（私学振興費について）

樋口委員　　１点だけ確認をさせてください。さっき条例が審議され、高校生の修学支援等の基金条例は可決されました。私学文書課の私学振興費ですけれども、１億２,５００万円ほどが基金の積立金で、あわせて私学振興費の中に１億６,０００万円ほど入っているんですけども、これは私学文書課ですけれども、積立金を含めて、そこに入って教育委員会にいって、それぞれの課で処理されるというふうに考えていいですか。ちょっと教えてください。

大堀私学文書課長　ご指摘のとおりでございまして、私どもの総務部が窓口になってございますけれども、計画される事業自体は教育委員会と、私学行政と２本立てになってございます。すべて文部科学省のほうからの交付金が行われてくるわけでございますけれども、それぞれ、対象事業に限定されていますけれども、全体を通じてみれば、国公私立、それから幼稚園から高校、専修各種学校まで広く対象としていまして、所掌とすれば、当課のほうから教育委員会の所管に変わるとご理解いただければと思います。

樋口委員　　ということは、これから審議する新年度予算の中では、それぞれの所管に移って、予算審議はされることでよろしいですか。

大堀私学文書課長　積立自体を補正予算で執行いたしますけれども、新年度に入りまして、改めて一般会計に戻しまして、それぞれの所管課で執行するという形になろうかと思います。

樋口委員　　今、課長がおっしゃられた高校だけじゃなく、児童、生徒含めてということでいいんですか。

大堀私学文書課長　２つ交付金があると申し上げましたので、違いを簡単に申し上げますが、事業の１つといたしましては、経済的理由により私立高校生が学業を断念することがないようにという趣旨から、私立高校の授業料減免への助成事業。それから、公立、私立高校両方ございますけれども、奨学金事業、これは山梨みどり奨学会、これは教育委員会所管でございますけれども、奨学金を交付する事業がございます。

２つ目には、東日本大震災に遭われた、被災者の方々の世帯については幼児と児童生徒に就学支援を行うものでございまして、これは通常、一般的に生活困窮者の方々のメニューをカバーする形でございますけれども、幼稚園園児であれば、保育料等の一部を助成する就園奨励費。それから、小中学校の助成でいえば、市町村が生活保護世帯等に学用品とか、学校給食費などを助成しておりますけれども、その就学援助事業と同等の事業。高校生であれば奨学金、先ほどと同等のもの。特別支援学校であれば、就学奨励金、専修

各種学校であれば、授業料減免。私立学校につきましては授業料減免といった方策によって、大体、既存のメニューにかぶるような形で執行するということでございます。

樋口委員　　　　わかりました。

討論　　　　なし

採決　　　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第６５号　　　平成２３年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算

質疑　　　　なし

討論　　　　なし

採決　　　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第６６号　　　平成２３年度山梨県県税証紙特別会計補正予算

質疑　　　　なし

討論　　　　なし

採決　　　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第６７号　　　平成２３年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑　　　　なし

討論　　　　なし

採決　　　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第７０号　　　平成２３年度山梨県公債管理特別会計補正予算

質疑　　　　なし

討論　　　　なし

採決　　　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第７５号　　　訴えの提起の件

質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。
その他	・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。

以　　上

総務委員長　河西　敏郎